

2005年8月18日

労働安全衛生法等「改正」案の廃案にあたって

働くもののいのちと健康を守る全国センター 事務局長 今中 正夫

8月8日、参議院本会議は郵政民営化法案を否決し、小泉首相は衆議院を解散しました。これにより、労働安全衛生法等「改正」案（労働安全衛生法、時短促進法、労災保険法、労働保険料徴収法の4つの「改正」法案）は廃案となりました。私たち全国センターは、通勤災害補償の拡充など部分的な改善があるとはいえ、労働者保護行政を後退させる多くの問題点を持つこの「改正」法案が廃案になったことを、私たちの運動の成果として受け止め、働くもののいのちと健康を守るためさらに奮闘することを表明するものです。

今回の「改正」案で労働安全衛生法で事業主に義務づけられようとした「医師の面接」は、「本人の申し出」および「月100時間以上の残業」等があってはじめて医師の面接が受けられるというもので、過労死・過労自殺予防対策とはならないこと、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を廃止し長時間労働を野放しにするのは許されないなど私たち全国センターは法案の問題点を指摘し、改悪部分に反対するだけでなく「少なくとも月45時間以上の残業で医師の面接を義務化する」などの改善要求も掲げ、真に過労死・過労自殺を予防し働くもののいのちと健康を守る上で実効ある法律とするための運動を呼びかけました。全労連や全国過労死を考える家族の会などとともに国会議員との懇談会、厚生労働委員を中心にした議員要請行動、ハガキ要請運動、厚生労働省交渉や各県での労働局交渉など、積極的に運動を進めてきました。その結果、3月に国会日程されたにもかかわらず7月まで厚生労働委員会での審議が行われなかったことが示すように、審議入りを大幅に遅れさせ、55日という大幅な会期延長にもかかわらず成立させませんでした。

しかし日本経団連など財界は、JR西日本福知山線の脱線転覆事故やアスベストによる健康被害が社会問題になっているにもかかわらず、事業主の安全配慮義務、健康配慮義務を後退させる意図をすてていません。また労働基準法による労働時間規制を受けない労働者を作り出すホワイトカラー・エグゼンプションの制度化など、財界、政府は長時間労働をさらに野放しにしようとしています。これらは過労死・過労自殺を増やすものと言わざるをえません。

私たち全国センターは、労働安全衛生法等「改正」案を廃案にさせたことに確信を持ち、総選挙で働くもののいのちと健康を守る勢力の前進を勝ち取り、「月45時間以上の残業で医師の面接を義務化する」などの要求実現のため、さらに運動を強化することを呼びかけるものです。